

日医医賠責特約保険未加入のA会員のみなさまへ

日医医賠責特約保険 中途加入のおすすめ

毎月の中途加入も可能です

日医医賠責特約保険は、日医医賠責保険の特色を継承し補完する、A会員の任意加入保険です

特約保険の特長

日医医賠責保険の上乗せ

開設者・管理者責任のカバー

高額賠償への対応

合理的な掛金

加入をおすすめするA会員

非A会員が起こした医療事故について、開設者・管理者としての賠償にも備えたいA会員

法人（99床以下の法人立病院と法人立診療所）の責任部分の賠償にも備えたいA会員

高額賠償の支払い（1事故2億円、保険期間中6億円まで）に備えたいA会員

特約保険と日医医賠責保険の関係

〈てん補限度額〉 2億円	「特約保険」 拡張担保特約部分		
	1億円		
〈自己負担分〉	「日医医賠責保険」 基本契約部分		
	免責金額(100万円)		
	行為者責任	開設者・ 管理者責任	開設者責任
	A会員		A会員が理事 または管理者 である法人

保険期間

中途加入月1日から
平成27年7月1日

中途加入手続き

中途加入月の前月15日までに
所属の都道府県医師会
(一部地域によっては、郡市区医師会)へ
*詳しくは裏面ご参照

● お問い合わせは本会まで ●

日本医師会(医賠責対策課) 〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16 TEL03-3946-2121

日医医賠責特約保険の概要

1. 保険契約者：日本医師会
2. 契約方式：
基本契約の日医医賠責保険を、「特約保険」で拡張担保する方式で、損害保険会社との直扱契約とする。
3. 保険加入者：A会員（非A会員は加入できない）
4. 加入方式：A会員の任意加入とする。
5. 被保険者：
A会員およびA会員が理事である法人またはA会員が管理者である医療施設を開設する法人
ただし、下記の医療施設を対象とする。
（1）診療所（個人、法人立を問わない）
（2）個人立病院（病床数の上限なし）
（3）99床以下の法人立病院
病院については一般病床と療養病床を対象とする。
また、以下については、対象外。
① 結核病床と感染症病床
② 精神病床（ただし、一般病床を主として有する病院の中の精神病床は対象となる）
③ 介護老人保健施設
④ 国、独立行政法人、国立大学法人、社会保険関係、会社が開設する医療機関および公的医療機関（いずれも、病院・診療所を含む）
6. 保険金の支払い：
「特約保険」では、非A会員の医師に固有の責任がある場合でも、「カット払い」を行わずに被保険者に対して保険金を支払う。
ただし、非A会員が一般の医賠責保険を付保している場合には、日医医賠責保険及び日医医賠責特約保険と保険金の支払いについて責任分担を行う。
7. 求償権の行使：
求償権の行使については、「賠償責任審査会」において審査する。
8. てん補限度額：日医医賠責保険と合算して
1 事故（同一医療行為につき） 2 億円
保険期間中（年間） 6 億円
9. 免責金額：
1 事故（同一医療行為につき）100万円。ただし、日医医賠責保険から支払われるべき保険金がある場合には、特約保険は免責金額を適用しないで保険金を支払う。
10. 医療施設事故：
医療施設を起因とした事故は、不担保。

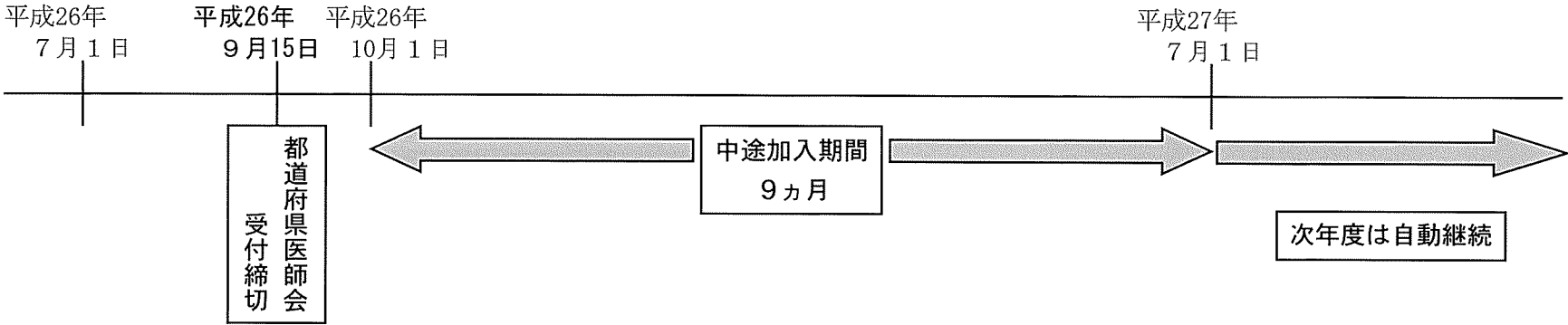
日医医賠責特約保険の保険期間は、毎年7月1日から翌年7月1日までの1年間となっていますが、中途加入の場合の当年度保険期間は、中途加入月の1日から翌7月1日までとなります。

特約保険のてん補限度額と掛金*1
中途加入の掛金は、下記の年間掛金に対し、加入月数に対応する月割になります

①診療所	20,000円					てん補限度額： 日医医賠責保険と合算して 1事故(同一医療行為につき) 2億円 保険期間中(年間) 6億円 (免責金額は1事故100万円)													
②A2会員	20,000円																		
③病院	<table><tr><td rowspan="4">掛金 =</td><td rowspan="4">補償対象 の病院に 常勤する A2会員数</td><td>*2</td><td>1病床あたり掛金</td><td rowspan="4">×</td><td rowspan="4">*3 一般・療養 病床の許可 病床数</td><td rowspan="4">-</td><td rowspan="4">40,000円</td></tr><tr><td>在籍なし</td><td>13,800円</td></tr><tr><td>1~2名</td><td>13,100円</td></tr><tr><td>3名以上</td><td>12,400円</td></tr></table>						掛金 =	補償対象 の病院に 常勤する A2会員数	*2	1病床あたり掛金	×	*3 一般・療養 病床の許可 病床数	-	40,000円	在籍なし	13,800円	1~2名	13,100円	3名以上
掛金 =	補償対象 の病院に 常勤する A2会員数	*2	1病床あたり掛金	×	*3 一般・療養 病床の許可 病床数	-			40,000円										
		在籍なし	13,800円																
		1~2名	13,100円																
		3名以上	12,400円																

*1 上記掛金には、制度運営に関わる経費が一部含まれています。
*2 病院については、常勤A2会員の在籍数に応じて、掛金区分が異なります。
*3 病床数は、医療法に規定する一般病床と療養病床の総計許可病床数です。
* 病院の精神病床については、別途、日本医師会（電話 代表03-3946-2121）までご照会ください。

中途加入の例
＜平成26年10月1日から中途加入する場合の手続きスケジュール＞



＜診療所を対象施設として、平成26年10月1日から中途加入する場合の掛金＞
20,000円（年間掛金）×（9ヵ月／12ヵ月）＝15,000円